

# 南都田小学校いじめ防止基本方針 (令和3年度改訂版)

## ○ はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、心豊かに学校生活を送ることができるいじめのない学校を創るために、国の基本方針並びに岩手県の基本方針を参酌し、「南都田小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

【「いじめ防止対策推進法（以下「法」）」第13条】

## 1 定義

### (1) いじめの定義【法第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### ◎具体的形態の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (2) いじめの「解消」の定義【「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」平成29年9月改訂】

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

※止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※被害児童生徒及び保護者に対し、苦痛を感じていないかどうか面談等により確認すること。

## 2 基本方針

- (1) 学校、学級内に「いじめを決して許さない」という基本的な姿勢を示す。
- (2) 児童、教職員の「人権意識」の感覚を高める。
- (3) 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における「温かな人間関係」を築く。
- (4) いじめの未然防止に努め、問題発生時にはスピード感を持って組織的に対応し、早期の問題解決を図る。
- (5) いじめ問題について、保護者、地域、並びに関係機関との連携を深める。

## 3 校内体制について

- (1) 校内に「いじめ防止対策委員会」を位置づけ、校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭で構成する。【法第22条】
- (2) 「いじめ防止対策委員会」は、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

- (3) 校内においては生徒指導主事、校外との連携は副校長が窓口となる。
- (4) 日頃から児童及び保護者が相談しやすい体制を構築し、相談内容等を教育相談担当が把握し、いじめに関する相談があった場合は、生徒指導主事に報告し、上記委員会での対応を進める。
- (5) いじめ又はいじめが疑われる情報等を得た教職員は、問題を抱え込んだり一人で判断したりすることなく生徒指導主事に報告し、ただちに上記委員会での組織的対応を講じる。

【いじめに係る情報の報告・共有の義務：法第23条1項】

- (6) 学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。

#### 4 いじめを未然に防止するために

##### (1) 児童に培う力について

- ア 教育活動全体を通して「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつように繰り返し指導する。
- イ 思いやりの心や児童一人ひとりがかけがいのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を核として、教育活動全体をとおして育む。
- ウ 学級活動等をとおして、児童一人ひとりが自己有用感や存在感を感得し、自分の「居場所づくり」をし、学級の一員としての自覚を培う。
- エ 児童による諸活動を通して、お互いを認め合う、尊重し合う、大切にしようなどの「絆づくり」をし、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てる。
- オ 見て見ないふりをすることは、いじめをしていることと同等であることや、いじめを見たら他の先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- カ いじめ問題について考え、意見交換するなどの活動をとおし、主体的に取り組もうとする態度を育む。

##### (2) 教職員の指導について

- ア 「いじめは決して許さない」という教職員の姿勢を様々な活動をとおして児童に示す。
- イ 児童一人ひとりが自分の居場所を感じ、自己有用感を得られるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ウ 児童が自己実現を図れるように子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- エ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- オ 児童一人ひとりの変化に気づく鋭敏な感覚をもつように努める。
- カ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- キ いじめの構造やいじめ問題の対処等いじめの問題についての理解を深めたり、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返ったりし、自己研鑽に努める。

##### (3) 全校での取組

- ア いじめや学校生活に関するアンケートを実施し、その結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
  - ・児童アンケート 5月、10月、2月
  - ・保護者アンケート 5月、10月
- イ いつでも、誰にでも相談できる体制の構築や相談機会の設定など充実を図る。
  - ・上記児童アンケート実施後、児童個々の教育相談を実施する。
  - ・保護者に対して教育相談期間を設定して対応する。(6月、10月)
- ウ 職員会議時に児童について交流し合う時間を設定し、「気になる児童」を共有する。
- エ いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについて本校教職員の理解と実践力を高める。
- オ 校長による講話、生徒指導主事による講話等全校児童に対する指導を意図的に行う。
- カ 児童会の行事や集会等で好ましい人間関係作りやいじめ防止につながる活動を計画する

など、児童の主体的な取組を支援する。

(4) 保護者・地域に対して

- ア 「南都田小学校いじめ防止基本方針」をPTA総会等で伝えたり、校報やホームページ上で公開したりして、保護者や地域と共有して推進する。
- イ 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ウ いじめの防止や問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを校報及び様々な機会伝えて、理解と協力をお願いする。

5 いじめの早期発見・早期対応について

(1) 早期発見

- ア 日常観察で児童の様子を担当はじめ多くの教職員で見守り、些細な兆候であっても軽視することなく、様子に変化が感じられる児童には、積極的に声をかけるなど早期にかかわりを持つ。
- イ 保護者からの児童の変化や学校生活に関する相談等に真摯に対応する。
- ウ アンケートや教育相談等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努める。

(2) 早期対応

- ア いじめの相談があった場合には、「委員会」を開催し、当該学級担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。
- イ 「いじめられた」「いじめられている」という被害者感情に寄り添い、児童の悩みや苦しみを受け止め、いじめから守る姿勢を前面に出して伝え、対応する。
- ウ いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱を考慮しながら、本校教職員間での共有を図る。
- エ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。

(3) 早期解決

- ア いじめの事実が確認された場合は、いじている児童に対して「いじめは決して許さない」という姿勢で臨み、いじめを直ちにやめさせる。
- イ いじめることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめているかということに気づかせるような指導を行う。
- ウ いじめに至る気持ちを整理させ、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- エ いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、安全を確保する。
- オ いじめを受けた児童の心を癒すため、及びいじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、市の教育相談員やスクールカウンセラーと連携を図りながら指導を行う。
- カ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携していじめ問題の解消を目指す。

(4) いじめが起きた集団への対応

- ア 被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- イ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- ウ 学級等当該集団で話し合うなどして、「いじめは決して許されない」行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。

6 いじめ「解消」に向けて

- (1) いじめ「解消」の定義を基に、その状態が確認されるまで当該児童及び保護者に対する支援や指導を継続的に実施する。

- (2) いじめの「解消」に至るまで、教職員は被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- (3) 「いじめが解消している」状態は、あくまでも一つの段階に過ぎず、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、当該児童について日常的に注意深く観察する。

## 7 教育機関等との連携

- (1) いじめの事実を確認した場合は奥州市教育委員会へ報告する。
- (2) 重大事態の対応等については、法に則り、奥州市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

### ◎重大事態とは【法第28条1項】

ア「生命心身財産重大事態」→いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ※具体例

  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性疾患を発症した場合 等

イ「不登校重大事態」→いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※相当の期間：年間30日を目安とする。

- (3) 児童の生命、身体に重大な被害が生じるおそれがあるときは、奥州市教育委員会と連携し、警察署に通報し適切な援助を求める。
- (4) 地域全体で、「いじめは決して許されない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを勧めることを依頼する。

# いじめが発生(認識)時の組織的対応の流れ

